

## 八王子市特定給食施設関係不利益処分等取扱要綱

平成19年3月30日決定

### 第1 目的

この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、保健所長が行う法第20条第1項の特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)の設置者に対する勧告及び命令等(以下「不利益処分等」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 基本原則

保健所長は、不利益処分等を第3の規定により十分な指導を行ったうえで、的確かつ厳正に行うものとする。ただし、緊急に不利益処分等を行う必要がある場合は、第3の規定による指導を経ずに行うことができる。

### 第3 法令違反に対する指導

保健所長は、法第21条第1項及び第3項の規定に係る違反については、次により指導を行うものとする。

#### (1) 法第21条第1項の規定に関する指導

ア 特定給食施設に管理栄養士が未配置のときは、当該施設の設置者に「指定施設管理栄養士配置計画書」(別記第1号様式)の提出を求めること。

イ アの規定により計画書の提出をした者が当該施設に管理栄養士を配置したときは、その設置者に「指定施設管理栄養士配置届」(別記第2号様式)の提出を求めること。

#### (2) 法第21条第3項の規定に関する指導

八王子市健康増進法施行細則(平成19年八王子市規則第81号)第5条に規定する指導票の交付を受けた者が、特定給食施設において適切な栄養管理が行われなときは、当該施設の設置者に「特定給食施設改善指導書」(別記第3号様式)を交付し、その後の改善計画及び改善状況について報告を求めること。

### 第4 改善勧告

保健所長は、第3の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該施設に係る必要な措置をとらないときは、法第23条第1項の規定に基づき、「特定給食施設改善勧告書」(別記第4号様式)により勧告を行うものとする。

### 第5 改善命令

保健所長は、第4の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る必要な措置をとらないときは、法第23条第2項の規定に基づき「特定給食施設改善命令書」(別記第5号様式)により必要な命令を行うものとする。

## 第6 立入検査

保健所長は、法第 24 条の規定に基づく立入検査を行う際は、あらかじめ「特定給食施設立入検査書」(別記第 6 号様式)により当該施設の設置者に通知する。ただし、緊急に立入検査を行う必要がある場合は、この限りでない。

## 第7 不利益処分の基準

保健所長は、不利益処分を次の基準により行うものとする。ただし、これらにより行うことが適当でない場合は、この限りでない。

- (1) 法第 23 条第 1 項の規定による勧告を行った日からおおむね 1 年を経過した日において、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、管理栄養士が当該施設に置かれていない場合は、法第 23 条第 2 項の規定に基づく命令を行うものとする。
- (2) 法第 23 条第 1 項の規定による勧告を行った日からおおむね 1 年を経過した日において、法第 21 条第 3 項及び健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号)第 9 条の規定に基づく当該勧告に係る改善がなされていない場合は、法第 23 条第 2 項の規定に基づく命令を行うものとする。

## 第8 報告

保健所長は、不利益処分を行ったときは、市長に報告するものとする。

## 第9 その他の処置

### (1) 告発

市長は、法第 72 条、第 74 条又は第 75 条に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、告発するものとする。

### (2) 告発の手続き

市長は、告発しようとするときは、証拠書類を添え、最寄りの捜査機関に送付するものとする。

## 第10 その他

この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、保健所長が別に定める。

附 則(平成19年3月30日決定)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月17日決定)

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

附 則(令和3年4月14日決定)

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。